

社会福祉法人 大阪キリスト教女子青年福祉会
役員等の報酬および費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会の理事、監事、評議員、各種委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬ならびに実費弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等のうち法人業務を行う理事に対して理事報酬を支給する。

(報酬の額)

第3条 理事報酬の額は、月額10万円とする。

(支給日)

第4条 理事報酬は、毎月25日（支給日が金融機関休業日の場合は、前営業日）に支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が、その職務のため会議に出席したときは、費用弁償として交通費の実費を支給する。

(旅費による費用弁償)

第6条 役員等が、大阪府外に出張したときは、本会旅費規程により、その費用を弁償する。

2 役員等以外の者が、本会の依頼に応じ業務のため出張した場合には、その者に対し、費用弁償として旅費を支給することができる。

(実費弁償)

第7条 前条に定めるもののほか、役員等がその職務を行うため費用を要したときは、その相当額をその都度支給する。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから実行する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

この規程は、2007年11月21日から施行する。(一部改正)